令和７年度関係議案

議案第27号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第10条　略	(扶養手当) 第10条　略
2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)　配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
(1)～(5)　略	(2)～(6)　略
3　扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては3,500円)とする。	3　扶養手当の月額は、前項各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあっては3,500円)、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
4　扶養親族たる子のうちに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4　扶養親族たる子のうちに、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	

改正後	改正前
第11条　削除	（扶養手当の支給方法） 第11条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。 (1)　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (2)　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただ

改正後	改正前
（地域手当） 第11条の2　略 2　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の4の割合を乗じて得た額とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外である職員の地域手当を算出する場合の割合は、100分の4から100分の20までの範囲内で市長が定める割合とする。 （住居手当） 第12条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1)　略 (2)　第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1	し書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1)　扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合 (2)　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合 (3)　扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合 (4)　扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合 (5)　職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合 （地域手当） 第11条の2　略 2　地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、高松市に在勤する職員については、100分の6の割合を乗じて得た額とする。ただし、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外である職員の地域手当を算出する場合の割合は、100分の3から100分の20までの範囲内で市長が定める割合とする。 （住居手当） 第12条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1)　略 (2)　第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要

改正後	改正前
2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員	があると認められるものとして規則で定める職員
2・3　略	2・3　略
（単身赴任手当） 第13条の2　略	（単身赴任手当） 第13条の2　略
2　略	2　略
3　新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に勤務することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。	3　国家公務員、職員以外の地方公務員その他の規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務場所に勤務することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
4　略	4　略
（時間外勤務手当） 第16条　略	（時間外勤務手当） 第16条　略
2～4　略	2～4　略
5　勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時ま	5　勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時ま

改正後	改正前
での間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。	での間である場合は、100分の175)から第1項に規定する市長が定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、割り振り変更前の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第3項に規定する市長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
6　略	6　略
(管理職員特別勤務手当) 第21条の2　第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	(管理職員特別勤務手当) 第21条の2　第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職手当受給職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
2　前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	2　前項に規定する場合のほか、管理職手当受給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。	3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額	(1)　第1項に規定する場合　同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)
(2)　略	(2)　略

改正後	改正前
4　略	4　略
（期末手当） 第22条　略	（期末手当） 第22条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。
4～6　略	4～6　略
（勤勉手当） 第25条　略	（勤勉手当） 第25条　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額	(1)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額
(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再	(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再

改正後	改正前
任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額	任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の48.75、12月に支給する場合においては100分の51.25を乗じて得た額の総額
3～5　略	3～5　略
（特定の職員についての適用除外） 第26条　略	（特定の職員についての適用除外） 第26条　略
2　第5条第5項から第10項まで及び第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	2　第5条第5項から第10項まで、第10条、第11条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
3　第10条、第12条及び第13条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。	3　第10条、第11条、第12条及び第13条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。
附　則（令和4年9月13日条例第37号）	附　則（令和4年9月13日条例第37号）
1・2　略	1・2　略
3　改正法附則第4条第1項若しくは第2項（改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該額が当該暫定再任用職員の採用の日の属する月の前月において支給されていた給料の月額（当該暫定再任用職員が採用の日の属する月の前月において職員でなかった場合においては、他の職員との権衡を考慮して規則で定める月額）を超える場合は当該額）とする。	3　改正法附則第4条第1項若しくは第2項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該額が当該暫定再任用職員の採用の日の属する月の前月において支給されていた給料の月額（当該暫定再任用職員が採用の日の属する月の前月において職員でなかった場合においては、他の職員との権衡を考慮して規則で定める月額）を超える場合は当該額）とする。
4　改正法附則第6条第1項若しくは第2項（改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される	4　改正法附則第6条第1項若しくは第2項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される

改正後

改正後の給与条例第４条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

５～７　略

別表第１（第４条関係）

給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
再任用職員以外の職員	1	略	略	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	略	略	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	略	略	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	略	略	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	略	略	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	略	略	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	略	略	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	略	略	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	略	略	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	略	略	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	490,000
	11	略	略	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	491,000

改正前

改正後の給与条例第４条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第２項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

５～７　略

別表第１（第４条関係）

給料表　（単位　円）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
再任用職員以外の職員	1	略	略	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	略	略	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	略	略	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	略	略	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	略	略	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	略	略	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	略	略	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	略	略	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	略	略	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	略	略	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	略	略	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300

改正後								
12	略	略	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	491,500
13	略	略	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	略	略	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	略	略	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	略	略	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	略	略	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	略	略	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	略	略	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	略	略	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	略	略	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	略	略	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	略	略	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
24	略	略	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	略	略	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	略	略	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	略	略	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	略	略	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	略	略	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	略	略	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	略	略	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	略	略	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	略	略	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	略	略	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	略	略	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	略	略	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	略	略	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	

改正前								
12	略	略	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	略	略	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	略	略	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	略	略	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
16	略	略	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	略	略	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	略	略	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	略	略	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	略	略	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	略	略	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	略	略	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	略	略	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	略	略	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	略	略	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	略	略	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	略	略	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	略	略	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	略	略	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	略	略	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	略	略	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	略	略	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	略	略	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	略	略	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	略	略	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	略	略	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	略	略	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200

改正後								
38	略	略	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	略	略	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	略	略	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	略	略	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	略	略	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	略	略	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	略	略	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	略	略	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	略	略	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300	
47	略	略	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600	
48	略	略	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900	
49	略	略	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200	
50	略	略	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600	
51	略	略	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900	
52	略	略	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200	
53	略	略	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500	
54	略	略	327,500	370,600	387,200	410,900	453,900	
55	略	略	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200	
56	略	略	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500	
57	略	略	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800	
58	略	略	331,300	373,000	389,300	412,000	455,200	
59	略	略	332,000	373,700	389,900	412,300	455,500	
60	略	略	332,800	374,300	390,400	412,500	455,800	
61	略	略	333,600	374,600	390,800	412,700	456,100	
62	略	略	334,000	375,100	391,300	413,000	456,500	
63	略	略	334,600	375,700	391,800	413,300	456,800	

改正前								
38	略	略	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	略	略	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	略	略	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	略	略	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	略	略	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	略	略	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	略	略	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	略	略	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	略	略	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	475,500
47	略	略	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	475,900
48	略	略	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	476,200
49	略	略	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	476,500
50	略	略	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	477,000
51	略	略	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	477,400
52	略	略	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	477,700
53	略	略	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	478,000
54	略	略	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	478,500
55	略	略	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	478,900
56	略	略	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	479,200
57	略	略	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	479,500
58	略	略	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	480,000
59	略	略	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	480,400
60	略	略	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	480,700
61	略	略	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	481,000
62	略	略	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300	481,500
63	略	略	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600	481,900

改正後								
64	略	略	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	457, 100	
65	略	略	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	457, 400	
66	略	略	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	457, 800	
67	略	略	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	458, 100	
68	略	略	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	458, 400	
69	略	略	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	458, 700	
70	略	略	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	459, 100	
71	略	略	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	459, 400	
72	略	略	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	459, 700	
73	略	略	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	460, 000	
74	略	略	341, 100	381, 600	395, 500	416, 000	460, 400	
75	略	略	341, 500	382, 100	395, 800	416, 300	460, 700	
76	略	略	341, 900	382, 400	396, 000	416, 500	461, 000	
77	略	略	342, 300	382, 800	396, 200	416, 700	461, 300	
78	略	略	342, 800	383, 300	396, 500	417, 000	461, 700	
79	略	略	343, 300	383, 700	396, 800	417, 300	462, 000	
80	略	略	343, 800	384, 100	397, 000	417, 500	462, 300	
81	略	略	344, 100	384, 500	397, 200	417, 700	462, 600	
82	略	略	344, 500	385, 000	397, 500	418, 000	463, 000	
83	略	略	344, 900	385, 400	397, 800	418, 300	463, 300	
84	略	略	345, 300	385, 800	398, 000	418, 500	463, 600	
85	略	略	345, 600	386, 100	398, 200	418, 700	463, 900	
86	略	略	346, 000	386, 600	398, 500	419, 000	464, 300	
87	略	略	346, 400	387, 000	398, 800	419, 300	464, 600	
88	略	略	346, 800	387, 400	399, 000	419, 500	464, 900	
89	略	略	347, 000	387, 700	399, 200	419, 700	465, 200	

改正前								
64	略	略	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	451, 900	482, 200
65	略	略	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	452, 200	482, 500
66	略	略	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	452, 600	483, 000
67	略	略	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	452, 900	483, 400
68	略	略	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	453, 200	483, 700
69	略	略	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	453, 500	484, 000
70	略	略	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	453, 900	484, 500
71	略	略	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	454, 200	484, 900
72	略	略	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	454, 500	485, 200
73	略	略	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	454, 800	485, 500
74	略	略	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	455, 200	486, 000
75	略	略	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	455, 500	486, 400
76	略	略	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	455, 800	486, 700
77	略	略	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	456, 100	487, 000
78	略	略	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	456, 500	
79	略	略	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	456, 800	
80	略	略	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	457, 100	
81	略	略	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	457, 400	
82	略	略	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	457, 800	
83	略	略	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	458, 100	
84	略	略	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	458, 400	
85	略	略	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	458, 700	
86	略	略	344, 500	383, 300	396, 500	416, 000	459, 100	
87	略	略	344, 900	383, 700	396, 800	416, 300	459, 400	
88	略	略	345, 300	384, 100	397, 000	416, 500	459, 700	
89	略	略	345, 600	384, 500	397, 200	416, 700	460, 000	

改正後

90	略	略	347,400	388,200	399,500	420,000		
91	略	略	347,800	388,600	399,800	420,300		
92	略	略	348,200	389,000	400,000	420,500		
93	略	略	348,400	389,300	400,200	420,700		
94		略	348,800	389,800	400,500	421,000		
95		略	349,200	390,200	400,800	421,300		
96		略	349,500	390,600	401,000	421,500		
97		略	349,800	390,900	401,200	421,700		
98		略	350,200	391,400	401,500	422,000		
99		略	350,600	391,800	401,800	422,300		
100		略	351,000	392,200	402,000	422,500		
101		略	351,500	392,500	402,200	422,700		
102		略	351,900	393,000	402,500			
103		略	352,300	393,400	402,800			
104		略	352,700	393,800	403,000			
105		略	353,200	394,100	403,200			
106		略	353,600	394,600	403,500			
107		略	353,900	395,000	403,800			
108		略	354,200	395,400	404,000			
109		略	354,700	395,700	404,200			
110		略		396,200	404,500			
111		略		396,600	404,800			
112		略		397,000	405,000			
113		略		397,300				
114		略		397,800				
115		略		398,200				

改正前

90	略	略	346,000	385,000	397,500	417,000	460,400	
91	略	略	346,400	385,400	397,800	417,300	460,700	
92	略	略	346,800	385,800	398,000	417,500	461,000	
93	略	略	347,000	386,100	398,200	417,700	461,300	
94		略	347,400	386,600	398,500	418,000	461,700	
95		略	347,800	387,000	398,800	418,300	462,000	
96		略	348,200	387,400	399,000	418,500	462,300	
97		略	348,400	387,700	399,200	418,700	462,600	
98		略	348,800	388,200	399,500	419,000	463,000	
99		略	349,200	388,600	399,800	419,300	463,300	
100		略	349,500	389,000	400,000	419,500	463,600	
101		略	349,800	389,300	400,200	419,700	463,900	
102		略	350,200	389,800	400,500	420,000	464,300	
103		略	350,600	390,200	400,800	420,300	464,600	
104		略	351,000	390,600	401,000	420,500	464,900	
105		略	351,500	390,900	401,200	420,700	465,200	
106		略	351,900	391,400	401,500	421,000		
107		略	352,300	391,800	401,800	421,300		
108		略	352,700	392,200	402,000	421,500		
109		略	353,200	392,500	402,200	421,700		
110		略	353,600	393,000	402,500	422,000		
111		略	353,900	393,400	402,800	422,300		
112		略	354,200	393,800	403,000	422,500		
113		略	354,700	394,100	403,200	422,700		
114		略		394,600	403,500			
115		略		395,000	403,800			

改正後								
116		略		398,600				
117		略		398,900				
118		略		399,400				
119		略		399,800				
120		略		400,200				
121		略						
122		略						
123		略						
124		略						
125		略						
略								

改正前								
116		略		395,400	404,000			
117		略		395,700	404,200			
118		略		396,200	404,500			
119		略		396,600	404,800			
120		略		397,000	405,000			
121		略		397,300				
122		略		397,800				
123		略		398,200				
124		略		398,600				
125		略		398,900				
126				399,400				
127				399,800				
128				400,200				
略								

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

2　令和７年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において丸亀市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3　切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4　切替日から令和８年３月31日までの間における改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第２項中「(5)重度心身障害者」とあるのは「(5)重度心身障害者　(6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和８年３月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

5　切替日から令和８年３月31日までの間における改正後の条例第11条の２の規定の適用については、同条第２項中「100分の４の割合」とあるのは「100分の５の割合」とする。

6　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表

号給の切替表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1

10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4

37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5
48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	5
51	47	43	43	39	35	5
52	48	44	44	40	36	6
53	49	45	45	41	37	6
54	50	46	46	42	38	6
55	51	47	47	43	39	6
56	52	48	48	44	40	6
57	53	49	49	45	41	6
58	54	50	50	46	42	6
59	55	51	51	47	43	6
60	56	52	52	48	44	6
61	57	53	53	49	45	6
62	58	54	54	50	46	7

63	59	55	55	51	47	7
64	60	56	56	52	48	7
65	61	57	57	53	49	7
66	62	58	58	54	50	7
67	63	59	59	55	51	7
68	64	60	60	56	52	7
69	65	61	61	57	53	7
70	66	62	62	58	54	8
71	67	63	63	59	55	8
72	68	64	64	60	56	8
73	69	65	65	61	57	8
74	70	66	66	62	58	8
75	71	67	67	63	59	8
76	72	68	68	64	60	9
77	73	69	69	65	61	9
78	74	70	70	66	62	
79	75	71	71	67	63	
80	76	72	72	68	64	
81	77	73	73	69	65	
82	78	74	74	70	66	
83	79	75	75	71	67	
84	80	76	76	72	68	
85	81	77	77	73	69	
86	82	78	78	74	70	
87	83	79	79	75	71	
88	84	80	80	76	72	

89	85	81	81	77	73
90	86	82	82	78	74
91	87	83	83	79	75
92	88	84	84	80	76
93	89	85	85	81	77
94	90	86	86	82	78
95	91	87	87	83	79
96	92	88	88	84	80
97	93	89	89	85	81
98	94	90	90	86	82
99	95	91	91	87	83
100	96	92	92	88	84
101	97	93	93	89	85
102	98	94	94	90	86
103	99	95	95	91	87
104	100	96	96	92	88
105	101	97	97	93	89
106	102	98	98	94	
107	103	99	99	95	
108	104	100	100	96	
109	105	101	101	97	
110	106	102	102	98	
111	107	103	103	99	
112	108	104	104	100	
113	109	105	105	101	
114		106	106		

115		107	107												
116		108	108												
117		109	109												
118		110	110												
119		111	111												
120		112	112												
121		113													
122		114													
123		115													
124		116													
125		117													
126		118													
127		119													
128		120													

議案第28号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与に関する特例) 第6条　略	(給与に関する特例) 第6条　略
2・3　略	2・3　略
	4　任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
4　第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	5　第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
(給与条例の適用除外等) 第7条　丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第8条の2から第10条まで及び第12条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。	(給与条例の適用除外等) 第7条　丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)第4条、第5条、第9条から第11条まで、第12条及び第25条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項、第25条第2項第1号及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職	2　特定任期付職員に対する給与条例第22条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規

改正後	改正前
の任期付職員の採用等に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	定により任期を定めて採用された職員」とする。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第29号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成17年条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第30号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。	(期末手当) 第4条　管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第31号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略	(期末手当) 第6条　略 2　期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に100分の125を乗じて得た額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4)　略

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第32号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与	第2章　フルタイム会計年度任用職員の給与
(期末手当) 第14条　略	(期末手当) 第14条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3～5　略	3～5　略
(勤勉手当) 第14条の2　略	(勤勉手当) 第14条の2　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3・4　略	3・4　略
第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与	第3章　パートタイム会計年度任用職員の給与

改正後	改正前
（期末手当） 第22条　略	（期末手当） 第22条　略
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の122.5、4月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
3～5　略	3～5　略
（勤勉手当） 第22条の2　略	（勤勉手当） 第22条の2　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合においては100分の102.5、4月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3・4　略	3・4　略
第5章　雑則	第5章　雑則
（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与） 第28条　略	（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与） 第28条　略
2　前項の場合における月額及び時間額については次に掲げる額を上限とする。	2　前項の場合における月額及び時間額については次に掲げる額を上限とする。
(1)　月額360,000円	(1)　月額350,000円
(2)　略	(2)　略

附　則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

議案第33号

丸亀市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の退職手当に関する条例(平成17年条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第10条　略 2～10　略 11　第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3)　略 (4)　安定した職業に就いた者　雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6)　略 12・13　略 14　第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。	(失業者の退職手当) 第10条　略 2～10　略 11　第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3)　略 (4)　職業に就いた者　雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6)　略 12・13　略 14　第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

改正後	改正前
	(1)　雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2)　雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当　当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
15～17　略	15～17　略
附　則	附　則
1～11　略	1～11　略
12　令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。	12　令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ　雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの　ウ　特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。

改正後	改正前
13～20　略 附　則(令和4年9月13日条例第38号) (経過措置) 第2条　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の丸亀市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第1条の2第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。	13～20　略 附　則(令和4年9月13日条例第38号) (経過措置) 第2条　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)に対する改正後の丸亀市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第1条の2第1項の規定の適用については、同項中「採用された者」とあるのは、「採用された者及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の丸亀市職員の退職手当に関する条例第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した丸亀市職員の退職手当に関する条例第1条の2第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第34号

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限) 第9条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。	(育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限) 第9条　任命権者は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
2　略	2　略
3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。	3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。
4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところ	4　前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110

改正後	改正前
により、当該子を養育する」とあり、並びに第２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第１項に規定する要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第２項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。	号）第２条第１項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第２項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第１項に規定する要介護者のある職員が規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第１項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第２項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。
５　略	５　略
（介護休暇） 第16条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第16条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６か月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合に	（介護休暇） 第16条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６か月（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

改正後	改正前
おける休暇とする。	
2・3　略	2・3　略
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第16条の3　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第16条の4　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2)　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3)　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置	
附　則(令和4年9月13日条例第34号)	附　則(令和4年9月13日条例第34号)
(経過措置) 第2条　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて	(経過措置) 第2条　暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて

改正後	改正前
適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。	適用する場合を含む。）又は第７条第１項若しくは第３項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第２条第２項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の丸亀市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第９条第１項の規定による請求（３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第35号

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(部分休業の承認) 第11条　略 2　略 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	(部分休業の承認) 第11条　略 2　略 3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第36号

丸亀市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

丸亀市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（丸亀市功労者表彰条例の一部改正）

第1条　丸亀市功労者表彰条例（平成17年条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（欠格条項） 第2条の4　前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰することができない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (2)・(3)　略	（欠格条項） 第2条の4　前3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、表彰することができない。 (1)　禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 (2)・(3)　略

（丸亀市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条　丸亀市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（失職の例外） 第5条　任命権者は、公務遂行中の交通事故により、拘禁刑以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができる。 2　略	（失職の例外） 第5条　任命権者は、公務遂行中の交通事故により、禁錮（こ）以上の刑に処せられその執行を猶予された職員について、情状により、その職を失わないものとすることができる。 2　略

（丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条　丸亀市職員の給与に関する条例（平成17年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（期末手当の支給制限） 第23条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　略 (3)　基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、拘禁刑以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第24条　任命権者は、支給日に期末手当を受けることとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　略 2　略 3　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当す	（期末手当の支給制限） 第23条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　略 (3)　基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4)　次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め） 第24条　任命権者は、支給日に期末手当を受けることとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　略 2　略 3　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当す

改正後	改正前
るに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)　略 4～7　略	るに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)　略 4～7　略

（丸亀市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条　丸亀市職員の退職手当に関する条例（平成17年条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） 第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1)　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2)　略 2～4　略 5　第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速や	（退職手当の支払の差止め） 第13条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1)　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2)　略 2～4　略 5　第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速や

改正後	改正前
かに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	かに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　略	(1)　略
(2)　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	(2)　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
(3)　略	(3)　略
6～10　略	6～10　略
(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第14条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
(1)　当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(1)　当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

改正後	改正前
(2)・(3)　略	(2)・(3)　略
2～6　略	2～6　略
(退職をした者の退職手当の返納) 第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	(退職をした者の退職手当の返納) 第15条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
(2)・(3)　略	(2)・(3)　略
2～6　略	2～6　略
(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条　略	(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第17条　略
2・3　略	2・3　略
4　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理	4　退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由と

改正後	改正前
由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8　略	して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8　略

(丸亀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条　丸亀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年条例第174号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第4条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3)　略	(欠格条項) 第4条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)・(3)　略

(丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条　丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第8条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1)　拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5)　略	(退職報償金支給の制限) 第8条　退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1)　禁錮(こ)以上の刑に処せられた者 (2)～(5)　略

(丸亀市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第7条　丸亀市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） 第２条　略 ２～４　略 ５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第５号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、旧個人情報を含む情報の集合物のうち一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　略 ６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	附　則 （経過措置） 第２条　略 ２～４　略 ５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第５号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）であって、旧個人情報を含む情報の集合物のうち一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4)　略 ６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（集会集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第８条　集会集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第５条　第２条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して、これを提出した主催者及び第１条の規定、第１条の規定による記載事項、第３条第１項但し書の規定による条件、又は同条第３項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者、又は煽動者は、これを１年以下の拘禁刑又は５万円以下の罰金に処する。	第５条　第２条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して、これを提出した主催者及び第１条の規定、第１条の規定による記載事項、第３条第１項但し書の規定による条件、又は同条第３項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者、又は煽動者は、これを１年以下の懲役若しくは禁錮又は５万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

4　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めの例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第37号

丸亀市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

丸亀市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（丸亀市監査委員条例の一部改正）

第1条　丸亀市監査委員条例（平成17年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（請求又は要求に基づく監査） 第6条　監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の9第3項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項若しくは地方公営企業法第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2　略	（請求又は要求に基づく監査） 第6条　監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、第243条の2の8第3項又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項若しくは地方公営企業法第34条の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 2　略

（丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条　丸亀市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成19年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定に基づき、競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第7条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定に基づき、競走事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

（丸亀市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　丸亀市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の９第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第６条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円を超える場合とする。

（丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第４条　丸亀市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和６年条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第１項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の２の９第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の７第１項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものとする。

附　則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第65号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第38号

丸亀市生涯学習センター条例の廃止について

丸亀市生涯学習センター条例を次のとおり廃止いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市生涯学習センター条例を廃止する条例

丸亀市生涯学習センター条例（平成17年条例第95号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第39号

丸亀市民会館条例の一部改正について

丸亀市民会館条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市民会館条例の一部を改正する条例

丸亀市民会館条例(令和5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1(第9条関係) (表は省略) 備考 1～5　略 6　午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。この場合において、前3項の規定の適用があるときは、当該適用を受けた後の額を基本料金又は市外料金とする。 (1)　正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合　午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額(午前から午後まで又は午後から夜間まで引き続き使用する場合は、無料とする。) (2)　略 7　前項の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。 8　略	別表第1(第9条関係) (表は省略) 備考 1～5　略 6　午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後に使用する場合における正午から午後1時までの使用料及び午後から引き続き夜間に使用する場合における午後5時から午後6時までの使用料については、無料とする。 (1)　正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合　午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額 (2)　略 7　6の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。 8　略

改正後	改正前
別表第2(第9条関係) (表は省略) 備考 1・2　略 3　午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。この場合において、前項の規定の適用があるときは、当該適用を受けた後の額を基本料金又は市外料金とする。 (1)　正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合　この表に掲げる1時間当たりの基本料金又は市外料金(午前から午後まで又は午後から夜間まで引き続き使用する場合は、無料とする。) (2)　午前9時前又は午後10時後に使用する場合　使用時間1時間につきこの表に掲げる1時間当たりの基本料金又は市外料金に1.5を乗じて得た額 4　前項の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。 5・6　略	別表第2(第9条関係) (表は省略) 備考 1・2　略 3　午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後に使用する場合における正午から午後1時までの使用料及び午後から引き続き夜間に使用する場合における午後5時から午後6時までの使用料については、無料とする。 (1)　正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合　午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額 (2)　午前9時前又は午後10時後に使用する場合　使用時間1時間につき夜間に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額に1.5を乗じて得た額 4　3の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。 5・6　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第40号

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1章　総則 (保育所等との連携) 第7条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。	第1章　総則 (保育所等との連携) 第7条　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)　利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

改正後	改正前
(2)　略	(2)　略
(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	(3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
2　市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。	
(1)　家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。	
(2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	
ア　家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	
イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
3　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。	2　市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

改正後	改正前
(1)　家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	(1)　家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2)　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	(2)　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等	(1)　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
(2)　略	(2)　略
6・7　略	4・5　略
(食事の提供の特例) 第17条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者	(食事の提供の特例) 第17条　次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者

改正後	改正前
等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
(1)　略	(1)　略
(2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	(2)　当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
(3)～(5)　略	(3)～(5)　略
2　略	2　略
第3章　小規模保育事業	第3章　小規模保育事業
第2節　小規模保育事業A型	第2節　小規模保育事業A型
(職員)	(職員)
第30条　略	第30条　略
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
(4)　満4歳以上の児童　おおむね25人につき1人	(4)　満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人
3　略	3　略
第3節　小規模保育事業B型	第3節　小規模保育事業B型
(職員)	(職員)
第32条　略	第32条　略
2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各	2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各

改正後	改正前
号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
(4)　満4歳以上の児童　おおむね25人につき1人	(4)　満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人
3　略	3　略
第5章　事業所内保育事業	第5章　事業所内保育事業
（保育所型事業所内保育事業所の職員）	（保育所型事業所内保育事業所の職員）
第45条　略	第45条　略
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
(4)　満4歳以上の児童　おおむね25人につき1人	(4)　満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人
3　略	3　略
（小規模型事業所内保育事業所の職員）	（小規模型事業所内保育事業所の職員）
第48条　略	第48条　略
2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。	2　保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね20人につき1人

改正後	改正前
（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　満4歳以上の児童　おおむね25人につき1人 3　略 附　則 （連携施設に関する経過措置） 第3条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　満4歳以上の児童　おおむね30人につき1人 3　略 附　則 （連携施設に関する経過措置） 第3条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、小規模保育事業所Ａ型、小規模保育事業所Ｂ型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（Ａ型）、小規模保育事業者（Ｂ型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

議案第41号

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準 (利用定員) 第38条　特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2　略 第2節　運営に関する基準 (特定教育・保育施設等との連携) 第43条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提	第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準 (利用定員) 第38条　特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第43条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第43条第3項第1号において同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2　略 第2節　運営に関する基準 (特定教育・保育施設等との連携) 第43条　特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提

改正後	改正前
供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。	供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。
(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。	(1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
(2)　略	(2)　略
(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	(3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。	
(1)　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。	
(2)　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。	
ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそ	

改正後	改正前
れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	
3　前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。	
4　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。	2　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。
(1)　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	(1)　特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
(2)　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	(2)　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
5　前項各号の代替保育連携協力者は、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。	3　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
(1)　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型	(1)　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業

改正後	改正前
事業者等 (2)　略 6～11　略 附　則 (連携施設に関する経過措置) 第5条　特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。) (2)　略 4～9　略 附　則 (連携施設に関する経過措置) 第5条　特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第43条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丸亀市地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例(平成27年条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針) 第2条　略 2　地域包括支援センターは、丸亀市地域包括支援センター運営協議会(丸亀市附属機関設置条例(平成17年条例第19号)に定める丸亀市地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「地域包括支援センター運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第3条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。	(基本方針) 第2条　略 2　地域包括支援センターは、丸亀市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。 (人員に関する基準) 第3条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

改正後

(1)・(2)　略

(3)　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者　1人

2　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3　第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、

改正前

(1)・(2)　略

(3)　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第26号)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者　1人

2　前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると丸亀市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
(1)　市内の第１号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
(2)　第１項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
(3)　市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
<table><tr><td>担当する区域における第１号被保険者の数</td><td>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td></tr><tr><td>おおむね1,000人未満</td><td>第１項各号に掲げる者のうちから１人又は２人</td></tr><tr><td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第１項各号に掲げる者のうちから２人(うち１人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</td></tr><tr><td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第１項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人</td></tr></table></td><td>3　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合の人員配置基準は、第１項の規定による員数に、当該区域における第１号被保険者の数がおおむね2,000人まで増加するごとに同項第１号から第３号までに掲げる者のいずれか１人を増員した員数とする。ただし、当該地域包括支援センターが担当する区域内に当該地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関が設置され、かつ、市長が当該地域包括支援センターの運営上支障がないと認めるときの人員配置基準は、次の表</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>の左欄に掲げる当該地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる員数を、この項本文の規定により増員する員数から減じた員数とする。
<table><tr><th>地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関の数</th><th>第３条第３項本文の規定により増員する員数から減じる員数</th></tr><tr><td>１箇所</td><td>０人</td></tr><tr><td>２箇所</td><td>１人</td></tr><tr><td>３箇所以上</td><td>２人</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第43号

丸亀市犯罪被害者等支援条例の制定について

丸亀市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条　この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、この施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

(2)　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

(3)　犯罪被害者等の支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

(4)　二次被害　犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、当該被害に係る他人の理解又は配慮に欠ける言動、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。

(5)　民間支援団体　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

(6)　関係機関　国、県、香川県警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体又は民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に携わるものをいう。

(7)　市民　市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(8)　事業者　市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条　全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3　犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、市及び関係機関による相互の連携と協力の下必要な支援が途切れることなく行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条　市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携し、及び協力してこれを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条　市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

2　事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2　市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第８条　市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等を支援するため、支援金の支給その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第９条　市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に営むことができるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（居所の安定）

第10条　市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅（丸亀市市営住宅設置及び管理条例（平成17年条例第164号）第２条第１号に規定する市営住宅をいう。）への入居における特別の配慮その他必要な施策を講ずるものとする。

（市民及び事業者の理解の増進）

第11条　市は、市民及び事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害が生じることの防止の重要性等について理解を深めることができるよう、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体への支援）

第12条　市は、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を効果的に推進し、その活動が促進されるよう、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（個人情報の適切な管理）

第 13 条　市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等又は関係機関から提供を受けた個人情報を適切に管理しなければならない。

（委任）

第 14 条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部改正）

2　丸亀市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 章　市営住宅の管理	第 2 章　市営住宅の管理
（公募の例外） 第 5 条　市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。	（公募の例外） 第 5 条　市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。
(1)～(5)　略	(1)～(5)　略
(6)　現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者<u>又は</u>同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと<u>その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて</u>市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。	(6)　現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、<u>又は</u>既存入居者<u>若しくは</u>同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと<u>により、</u>市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
(7)　略	(7)　略
（入居者の資格） 第 6 条　略	（入居者の資格） 第 6 条　略
2　高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第 9 条第 2 項において「高齢者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、	2　高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（第 9 条第 2 項において「高齢者等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、

改正後	改正前
かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(8)　略 (9)　犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住宅に居住することが困難であると市長が認めるもの (10)　略 3・4　略	かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(8)　略 (9)　略 3・4　略

議案第44号

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
9　消防業務手当	1　水火災等の出動に従事したとき。	1回につき	300円	
	2　救急出動の業務に従事したとき。	1回につき	300円	
	3　非番の者が招集されたとき。	1回につき	400円	
	4　夜間に特殊業務に従事したとき。			
	(1)　2時間以上	1勤務につき	500円	
	(2)　2時間未満	1勤務につき	300円	

改正前

別表(第2条関係)

手当の種別	支給する対象	区分	支給額	備考
略				
9　消防業務手当	1　水火災等の出動に従事したとき。	1回につき	100円	
	2　救急出動の業務に従事したとき。			
	(1)　救急救命士	1回につき	130円	
	(2)　上記以外	1回につき	100円	
	3　非番の者が招集されたとき。	1回につき	200円	
	4　夜間に特殊業務に従事したとき。			
	(1)　2時間以上	1回につき	150円	
	(2)　2時間未満	1回につき	100円	

改正後					改正前				
	5　潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。	1時間につき	310円						
	6　救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に規定する救急救命処置を行ったとき。	1件につき	500円						
略					略				

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなる特殊勤務手当について適用し、施行日前にこの条例による改正前の丸亀市職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなる特殊勤務手当であって、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第45号

丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	円	円	円	円	円	円	円
	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

改正前

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	円	円	円	円	円	円
	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第46号

丸亀市立学校条例の一部改正について

丸亀市立学校条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市立学校条例の一部を改正する条例

丸亀市立学校条例(平成17年条例第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>学校の種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td>略
丸亀市立広島小学校
略</td><td>略
<u>丸亀市広島町江の浦373番地3</u>
略</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>略
丸亀市立広島中学校
略</td><td>略
<u>丸亀市広島町江の浦373番地3</u>
略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
</td><td>
別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>学校の種類</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td>略
丸亀市立広島小学校
略</td><td>略
<u>丸亀市広島町江の浦439番地</u>
略</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>略
丸亀市立広島中学校
略</td><td>略
<u>丸亀市広島町江の浦439番地</u>
略</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第47号

丸亀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

丸亀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表(第7条関係)

1　丸亀市印鑑条例(平成17年条例第127号)	略	略
2　丸亀市市税条例(平成17年条例第77号)	略	略
3　丸亀市火入れに関する条例(平成17年条例第147号)	略	略

改正前

別表(第7条関係)

1　丸亀市長選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成17年条例第9号)	第3条第1項	第3条
2　丸亀市印鑑条例(平成17年条例第127号)	略	略
3　丸亀市市税条例(平成17年条例第77号)	略	略
4　丸亀市火入れに関する条例(平成17年条例第147号)	略	略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

総合整備計画の変更について（香川県丸亀市本島町辺地）

次のとおり変更いたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　整備計画　　香川県丸亀市本島町辺地に係る総合整備計画

2　変更後の内容　　整備する公共的施設

コミュニティバス待合所（小阪）	1棟
市道（松ヶ浦1号線）	1本
公衆便所（泊港）	1棟
浮桟橋（本島笠島漁港）	1橋
小型動力ポンプ付積載車（消防団：宮ノ浜・生ノ浜）	2台
本島診療所診療機器（解析付心電計）	1台

参　照　　総合整備計画書（第2次変更）（写）　別紙のとおり

総　合　整　備　計　画　書(第２次変更)(写)

香川県丸亀市本島町辺地
（辺地の人口 320 人、面積 6.75ｋ㎡）

１　辺地の概況

（１）辺地を構成する町又は字の名称

本島町

（２）地域の中心の位置

本島町泊４１０番地１

（３）辺地度点数

１３０点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

本島地域は、丸亀港の沖合約１０ｋｍに位置する離島である。

島の公共的施設は老朽化等が進んでおり、改修等が必要となっている。今回、整備対象とする施設として、まず、小阪地区にあるコミュニティバスの待合所は、老朽化が進み、安全性の確保が課題となっている。地域住民や観光客の島内移動手段の一つとして重要なコミュニティバスの待合所の改修を行うことで、利用者の安全性を確保するとともに、利便性を向上させ、島内交通環境の改善を図る。

次に、市道松ヶ浦１号線道路は、幅員が狭く、安全性が十分には確保されていない。島内集落を結ぶ道路は日常生活を支える重要な公共的施設であり、道路拡幅により地域住民の利便性や安全性を高め、島内交通の維持・改善を図る。

第１次変更に関しては、１点目は、本島の玄関口である本島泊港に隣接する泊港公衆トイレは、建築後２９年が経過し、単独処理浄化槽等の老朽化が懸念されており、また、多目的トイレ以外は和式トイレである。そこで、現在の単独処理浄化槽から、公衆トイレの汚水等を適切に処理できる合併処理浄化槽への取替え及び接続工事を行うこと、和式トイレを洋式化すること及びLED照明化工事等を行うことで、地域の生活環境の向上と増加が見込まれる観光客らの受入れを可能なものとする。

２点目は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島まち並保存地区の近辺にある浮桟橋は、設置後１０年以上が経過し、老朽化により破損しており、乗降が危険で使用できない状態である。地元漁業者及び観光客の利用頻度が高く重要な公共的施設であり、現況施設を改良することにより、漁業者の安全安心な施設とするとともに、令和７年に開催が予定されている瀬戸内国際芸術祭等により、増加が見込まれる観光客らの受入れを可能なものとする。

３点目は、消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）が１７年以上経過したため、更新計画に基づき、車両を新たに購入し宮ノ浜地区に配備することで、消防力の向上並びに安心・安全な地域づくりを目指す。

４点目は、本島診療所にある解析付心電計が購入から８年以上経過し、現在使用している機器は、部品類の入手が困難で令和６年３月にアフターサービスが終了予定であり、故障時の対応が難しくなっているため、解析付心電計の更新を図ることで、安全安心な日常診療及び特定健診等を行う。

第２次変更に関しては、消防団に配備している小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）が１７年以上経過したため、更新計画に基づき、デッキバンタイプの車両を新たに購入し生ノ浜地区に配備することで、消防力の向上並びに安心・安全な地域づくりを目

指す。

①本島コミュニティバス待合所改築事業
本島小阪地区にあるコミュニティバス待合所の改築事業
②市道松ヶ浦１号線道路改良事業
市道松ヶ浦１号線の拡幅事業
③本島地区公衆トイレ整備事業（泊港）
観光及び生活環境向上のための公衆トイレ整備
④本島笠島漁港浮桟橋整備事業
瀬戸内国際芸術祭事業及び水産業振興対策事業
⑤消防ポンプ自動車等整備事業（宮ノ浜）
消防団の小型動力ポンプ付積載車整備事業
⑥本島診療所診療機器整備事業
安全安心な診療及び健診のための解析付心電計整備事業
⑦消防ポンプ自動車等整備事業（生ノ浜）
消防団の小型動力ポンプ付積載車整備事業

３　公共的施設の整備計画
令和５年度から令和９年度までの５年間　（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
本島コミュニティバス待合所改築事業（令和５年度）	丸亀市	5,500	0	5,500	5,500
市道松ヶ浦１号線道路改良事業（令和5～9年度）	丸亀市	53,100	0	53,100	53,100
本島地区公衆トイレ整備事業（令和６年度）	丸亀市	56,420	0	56,420	55,500
本島笠島漁港浮桟橋整備事業（令和６年度）	丸亀市（瀬戸内国際芸術祭事業）	22,000	0	22,000	22,000
	丸亀市（水産業振興対策事業）	16,000	10,000	6,000	6,000
消防ポンプ自動車等整備事業（消防団・宮ノ浜）（令和６年度）	丸亀市	9,363	0	9,363	9,300

本島診療所診療機器整備事業(令和6年度)	丸亀市	4,000	2,000	2,000	1,000
消防ポンプ自動車等整備事業(消防団・生ノ浜)(令和7年度)	丸亀市	8,556	0	8,556	8,500
合　計		174,939	12,000	162,939	160,900

第6号様式

辺地度点数算定表 （本土）（離島）

香川県丸亀 市 本島町 地域 〔人口 320人 面積 6.75 ㎢〕

（令和6年4月1日現在）

区分			距離 (イ)km	単位距離 (ロ)km	(イ)／(ロ)	点数	備考
離島を除く	駅又はバス停留所			0.20			駅 停留所
	小学校	A	0.3	0.17	1.76		本島 小学校
		B		0.33			（ 級地）
		計	0.3		1.76	2	
	中学校	A	0.3	0.33	0.91		本島 中学校
		B		0.67			（ 級地）
		計	0.3		0.91	1	
	高等学校	A	11.16	1.00	11.16		藤井 高等学校
		B		2.00			
		計	11.16		11.16	12	
	中等教育学校	A		0.25			中等教育学校
		B		0.50			
		計					
	医療機関	A	0	0.17	0.00		本島 診療所
		B		0.33			
		計	0		0.00	0	
	郵便局	A	0.4	0.33	1.21		本島 郵便局
		B		0.67			
		計	0.4		1.21	2	
	役場	A	10.5	0.67	15.67		
		B	1	1.33	0.75		
		計	11.5		16.42	17	
	近傍の市役所等	A	10.5	1.67	6.29		丸亀市
		B	1	3.33	0.30		
		計	11.5		6.59	7	
本土を除く	船着場	A	0.5	0.13	3.85		本島港
		B		0.27			
		計	0.5		4	4	
	船着場から本土の定期航行の発着場までの距離		10	0.50	20	20	丸亀市 丸亀港
	計					(ハ) 65	

地域の総戸数 C	無点灯戸数 D	D／C %	点数
199 戸	0 戸	0	(チ) 0 点

電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間等	点数
	(リ) 0 点

飲用水を主として天水又は川水等から求めている場合の状況	点数
	(ヌ) 0 点

地域に電話がない場合の状況	点数
（もよりの電話所在地までの距離 km）	(ル) 0 点

当該地域において携帯電話が一社も通じない場合	点数
	(ヲ) 0 点

特定振興山村の状況		点数	点数
振興山村の名称		(ワ)	(ソ)
振興山村の指定年月日			
財政力指数			
（平成 年度～ 年度）		0 点	
半島振興対策実施地域市町村の状況		点数	
(1)	名 称	(カ)	
	郡市名		
	町村名	0 点	
(2)	(1)の市町村における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況	(ヨ)	
	((1)の市町村の市役所又は町村役場から、次の施設までの所要時間)		
	①高速自動車国道のインターチェンジ 分		
	②空港 分		
	③新幹線鉄道の停車駅 分		
	計(①＋②＋③) 分	0 点	
島の状況		点数	
(1)	名 称 本島	(タ)	
	郡市名 丸亀市		
	町村名	25 点	
(2)	(1)の島における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況	(レ)	
	((1)の島の交通の中心地から、次の施設までの所要時間)		
	①高速自動車国道のインターチェンジ 55分		
	②空港 85分		
	③新幹線鉄道の停車駅 95分		
	計(①＋②＋③) 235分	0 点	25 点

鉄道又は定期バスの一日往復回数		(ニ)	点
	回		

船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数		(ホ)	点
	240 回		40 点

鉄道又は定期バスの運行休止期間				(ヘ)	点	運休の理由
	月～	月	日間			
	月～	月	日間			
	月～	月	日間			
	計		日間			

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)	(ト)	105 点

計(チ)+(リ)+(ヌ)+(ル)+(ヲ)+(ソ)	(ツ)
	25 点

計 (ト)+(ツ)
130 点

議48-5

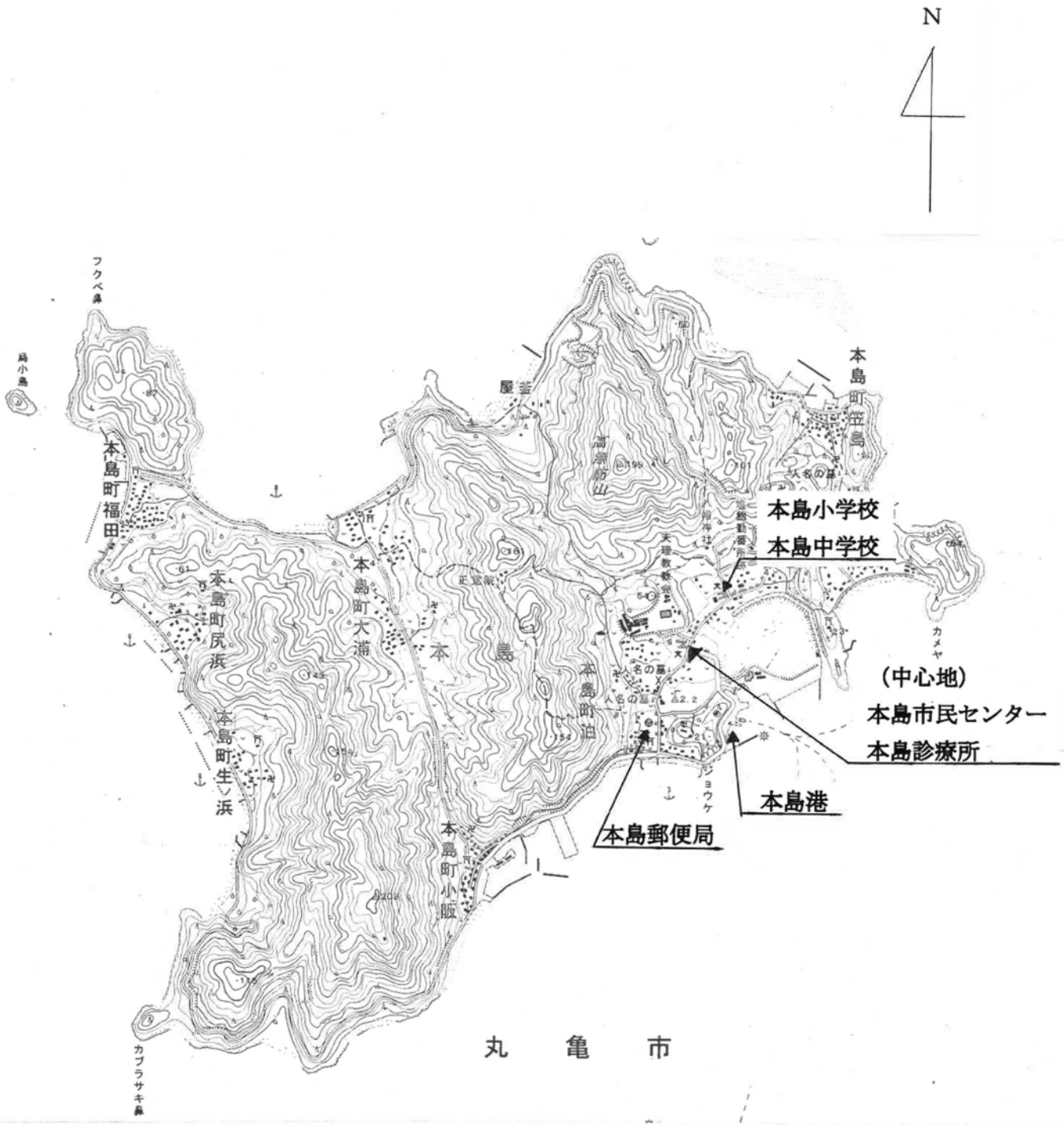
第6号様式別表

辺地度点数算定表別表（市町名：丸亀市　　辺地名：本島町　　）

（単位 ： km）

| | | |

位置図：本島町


N
本島小学校
本島中学校
（中心地）
本島市民センター
本島診療所
本島港
本島郵便局
丸　亀　市
本島町福田
本島町尻浜
本島町生ノ浜
本島町大浦
本島町泊
本島町小飯
本島町笠島
本
島
フクベ鼻
カブラサキ鼻
高鉾山
屋嶺
カメヤ
ショウケ

議案第49号

総合整備計画の策定について（香川県丸亀市広島町辺地）

次のとおり策定をいたしたい。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

1　整備計画　　香川県丸亀市広島町辺地に係る総合整備計画

2　内　　容　　整備する公共的施設

ヘリポート（青木地区）　　1ヵ所

参　照　　総合整備計画書（写）　別紙のとおり

総　合　整　備　計　画　書(写)

香川県丸亀市広島町辺地
（辺地の人口 220 人、面積 12.32ｋ㎡）

1　辺地の概況

（1）辺地を構成する町又は字の名称
　　広島町

（2）地域の中心の位置
　　広島町江の浦３７３番地３

（3）辺地度点数
　　１７０点

2　公共的施設の整備を必要とする事情

広島は、丸亀港の沖合約１２ｋｍに位置し、塩飽諸島で最も大きな島である。

当地域は、古くから良質な花崗岩が産出され、令和元年度には「石の島」として日本遺産の認定を受け、ストーリーを構成する文化財等が新たな観光スポットになっている。また、近年は、瀬戸内国際芸術祭の効果もあり、当地域を含めた瀬戸内の島々に注目が集まっている。

そうした中、広島青木地区には、島で唯一の医療機関である丸亀市国民健康保険広島診療所があり、多くの島民が当該施設を利用している。また、診療所の隣地にはヘリポートが整備されており、救急医療が必要な場合は、本土側からヘリコプターが出動し、傷病者の搬送等を行っている。当該ヘリポートは、アスファルトの劣化により、多数の亀裂や段差が生じており、ヘリコプターの離着陸やストレッチャーでの傷病者搬送時等の救急活動全般を行う際に支障が出ている。ついては、ヘリポートをコンクリート舗装により整備することで、救急医療及び災害医療の提供体制の強化を行う。

①島しょ部ヘリコプター臨時離着陸場整備事業（青木地区）
　救急医療及び災害医療の提供体制強化のためのヘリポート整備

3　公共的施設の整備計画

令和７年度　　１年間

（単位：千円）

施　設　名	事業主体名	区　　分			
		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
島しょ部ヘリコプター臨時離着陸場整備事業（青木地区）	丸亀市	26,500	0	26,500	26,500
合　計		26,500	0	26,500	26,500

第6号様式

辺地度点数算定表　（本土）（離島）

香川県丸亀　市　広島町　地域　（人口　220人　面積　12.32k㎡）

（令和6年4月1日現在）

区分			距離(イ)km	単位距離(ロ)km	(イ)／(ロ)	点数	備考
離島を除く	駅又はバス停留所			0.20			駅 停留所
	小学校	A	0.05	0.17	0.29		広島小学校 （　級地）
		B		0.33			
		計	0.05		0.29	1	
	中学校	A	0.05	0.33	0.15		広島中学校 （　級地）
		B		0.67			
		計	0.05		0.15	1	
	高等学校	A	13.76	1.00	13.76		藤井高等学校
		B		2.00			
		計	13.76		13.76	14	
	中等教育学校	A		0.25			中等教育学校
		B		0.50			
		計					
	医療機関	A	5.5	0.17	32.35		広島診療所
		B		0.33			
		計	5.5		32.35	33	
	郵便局	A	0.1	0.33	0.30		広島郵便局
		B		0.67			
		計	0.1		0.30	1	
	役場	A	13.1	0.67	19.55		
		B	1	1.33	0.75		
		計	14.1		20.30	21	
本土を除く	近傍の市役所等	A	13.1	1.67	7.84		丸亀市
		B	1	3.33	0.30		
		計	14.1		8.14	9	
	船着場	A	0.6	0.13	4.62		広島港
		B		0.27			
		計	0.6		4.62	5	
	船着場から本土の定期航行の発着場までの距離		12.5	0.50	25	25	丸亀市 丸亀港
	計					(ハ) 110	

地域の総戸数 C	無点灯戸数 D	D／C %	点数
156 戸	0 戸	0	(チ) 0 点

電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間等	点数
	(リ) 0 点

飲用水を主として天水又は川水等から求めている場合の状況	点数
	(ヌ) 0 点

地域に電話がない場合の状況	点数
（もよりの電話所在地までの距離　km）	(ル) 0 点

当該地域において携帯電話が一社も通じない場合	点数
	(ヲ) 0 点

特定振興山村の状況		点数	点数
振興山村の名称 振興山村の指定年月日 財政力指数 （平成　年度～　年度）		(ワ) 0 点	(ソ)
半島振興対策実施地域市町村の状況		点数	
(1)	名　称 郡市名 町村名	(カ) 0 点	
(2)	(1)の市町村における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況 ((1)の市町村の市役所又は町村役場から、次の施設までの所要時間) ①高速自動車国道のインターチェンジ　分 ②空港　分 ③新幹線鉄道の停車駅　分 計(①＋②＋③)　分	(ヨ) 0 点	
島の状況		点数	
(1)	名　称　広島 郡市名　丸亀市 町村名	(タ) 25 点	
(2)	(1)の島における高速輸送に係る施設までの所要時間の状況 ((1)の島の交通の中心地から、次の施設までの所要時間) ①高速自動車国道のインターチェンジ　65分 ②空港　95分 ③新幹線鉄道の停車駅　105分 計(①＋②＋③)　265分	(レ) 0 点	25 点

鉄道又は定期バスの一日往復回数		(ニ)
	回	点

船着場から本土までの月間平均の定期航行の回数		(ホ)
	242.5 回	35 点

鉄道又は定期バスの運行休止期間				(ヘ)	運休の理由
	月～	月	日間		
	月～	月	日間	点	
	月～	月	日間		
	計		日間		

計(ハ)+(ニ)+(ホ)+(ヘ)	(ト)
	145 点

計(チ)+(リ)+(ヌ)+(ル)+(ヲ)+(ソ)	(ツ)
	25 点

計　(ト)+(ツ)
170 点

第6号様式別表

辺地度点数算定表別表（市町名：丸亀市　　辺地名：広島町　　）

（単位 ： km）

| | | |

位置図：広島町


N
丸　亀　市
小手島小学校
小手島中学校
広島診療所
（中心地）
広島市民センター
江の浦港
讃岐広島郵便局
広島小学校　広島中学校

議案第50号

モーターボート競走施行に係る事務の受託に関する協議について（香川県中部ボートレース事業組合）

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、香川県中部ボートレース事業組合からモーターボート競走施行に係る事務委託の申出があったので、協議により別紙規約を定め、その事務を受託することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

別　紙

香川県中部ボートレース事業組合と丸亀市との間におけるモーターボート競走施行に係る事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　香川県中部ボートレース事業組合（以下「組合」という。）は、モーターボート競走を行うため、次に掲げる事務等（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、丸亀市に委託する。

⑴　丸亀モーターボート競走場、ボートレースチケットショップまるがめ、ボートレースチケットショップ朝倉及びボートレースチケットショップ西予並びに競走に必要な附属施設の管理

⑵　モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）に基づくモーターボート競走（以下「競走」という。）事業の執行及び管理に関する事務

（委託の期間）

第２条　委託の期間は、令和７年４月１日から令和９年３月 31 日までとする。

（管理及び執行）

第３条　委託事務の管理及び執行については、丸亀市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるもののほか次のとおりとする。

⑴　組合の開催する競走は、1 回につき 2 日とする。ただし、丸亀市の開催する競走が 1 回につき 13 日を確保できないときは、丸亀市の権利を侵害することができない。

⑵　組合の競走開催日程は、丸亀市が定めるものとする。

（経費の負担）

第４条　委託事務の管理及び執行に要する経費は組合の負担とし、その額は組合が開催した競走の実施に伴う収入金から、次に掲げる金額を控除した額とする。

⑴　1 回の丸亀本場及びボートレースチケットショップまるがめにおける勝舟投票券売上合計額（当該回にＳＧ競走又はＧＩ競走を開催した場合は当該競走の勝舟投票券売上合計額を除く。）により算出される 1 日平均売上額に組合の競走開催日数を乗じて得た額の 100 分の 1.5 に相当する金額

⑵　１回の電話投票における勝舟投票券売上額（当該回にＳＧ競走又はＧⅠ競走を開催した場合は当該競走の勝舟投票券売上額を除く。）により算出される１日平均売上額に組合の競走開催日数を乗じて得た額の100分の1.0に相当する金額

⑶　組合の競走開催日に徴収する入場料（指定席入場料を除く。）

（決算の場合の措置）

第５条　丸亀市は、法第233条第６項の規定により決算を公表したときは、組合に通知するものとする。

（報告）

第６条　丸亀市は、委託事務に係る状況について組合から報告を求められたときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

（連絡会議）

第７条　丸亀市は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要の都度会議を開くものとする。組合から申出がある場合もまた同様とする。

（条例等の公表）

第８条　組合は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関して適用される丸亀市の条例等が組合に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

（条例等改正の場合の措置）

第９条　丸亀市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正した場合においては、直ちに組合に通知しなければならない。

２　組合は、前項の通知があったときは直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（規約の廃止及び損害賠償）

第10条　丸亀市は、法令の改廃又は天災その他の理由により競走を行うことが不可能になった場合においては、委託期間中であっても規約を廃止することができる。この場合においては、丸亀市、組合双方とも賠償の責めはないものとする。

（雑則）

第11条　前各条に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に必要な事項は、丸亀市と組合が協議して定める。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第51号

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の設置に関する協議について

丸亀市、善通寺市及び多度津町の消防広域化による消防業務の円滑な運営を確保し、及び執行するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の設置に関する協議を行うことについて、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約(案)

(協議会の設置)

第1条　丸亀市、善通寺市及び多度津町は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第31条に規定する消防の広域化について協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

(協議会の名称)

第2条　この協議会は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会(以下「協議会」という。)という。

(協議会を組織する市町)

第3条　協議会は、丸亀市、善通寺市及び多度津町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(協議会の担任する事務)

第4条　協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　消防の広域化に係る調査研究に関する事務

⑵　法第34条第1項に規定する広域消防運営計画の作成に関する事務

⑶　その他消防の広域化に関し必要な事務

(協議会の事務所)

第5条　協議会の事務所は、丸亀市大手町二丁目1番37号丸亀市消防本部内に置く。

(組織)

第6条　協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

(会長)

第7条　会長は、関係市町の長が協議して定めた関係市町の長をもってこれに充てる。

(委員)

第8条　委員は、関係市町の長(会長を除く。)をもってこれに充てる。

(任期等)

第9条　会長及び委員の任期は、関係市町の長の任期による。

2　会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(職員)

第11条　協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町別の配分については、関係市町の長が協議により定める。

2　関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。

3　会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該市町の長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第12条　会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条　協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条　協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2　委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条　協議会の会議は、現に在任する委員全員が出席しなければ、これを開くことができない。

2　会長は、協議会の会議の議長となる。

3　会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4　委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

5　会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を委員に回付し、

その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

6　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7　協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（幹事会の設置）

第16条　会長は、協議会の担任する事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を設置する。

（幹事会の担任する事務）

第17条　幹事会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

⑴　協議会の会議に付すべき事項の協議又は調整に関する事務

⑵　第24条に規定する専門部会の担任する事務の進捗管理に関する事務

（幹事会の組織）

第18条　幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもってこれを組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第19条　幹事長及び副幹事長は、幹事の中から協議会の会長が指名する。

（幹事）

第20条　幹事は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

⑴　関係市町の消防本部の長

⑵　関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長

（幹事会の招集）

第21条　幹事会の会議は、幹事長がこれを招集する。

2　副幹事長及び幹事の過半数の者から会議の招集の請求があるときは、幹事長はこれを招集しなければならない。

3　会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、幹事長があらかじめこれを副幹事長及び幹事に通知しなければならない。

（幹事会の運営）

第22条　幹事会の会議は、現に在任する副幹事長及び幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2　幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

3　会議の議事は、出席した副幹事長及び幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

4　副幹事長及び幹事は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

5　幹事長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を副幹事長及び幹事に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

6　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7　幹事会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り別に定める。

（専門部会の設置）

第23条　会長は、幹事会の担任する事務を補助するため、協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

⑴　消防部会

⑵　総務部会

⑶　財政部会

（専門部会の担任する事務）

第24条　専門部会の担任する事務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

⑴　消防部会　消防本部又は消防署の機構、勤務形態、予防業務、通信業務、警防業務、救急業務等に関する事務

⑵　総務部会　広域消防運営計画の作成に関する事務、広域化に伴う法規整備に関する事務、職員の身分、給与、福利厚生等に関する事務及び他の部会に属さない事務

⑶　財政部会　広域化に伴う財政負担、財政計画、予算編成、財産の取扱い等に関する事務

（専門部会の組織）

第25条　専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもってこれを組織する。

（部会長及び副部会長）

第26条　部会長及び副部会長は、部会員の互選により、これを定める。

（部会員）

第27条　部会員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

⑴　関係市町の消防本部の長を補佐する職にある者

⑵　関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長を補佐する職にある者

（専門部会の招集）

第28条　第21条の規定は、専門部会の招集について準用する。この場合において、第21条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（専門部会の運営）

第29条　第22条の規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、第22条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（経費）

第30条　協議会の事務の処理に要する費用は、関係市町が負担する。

2　前項の規定により関係市町が負担すべき額は、関係市町の長が協議により決定する。

（協議会の規程）

第31条　協議会は、その会議を経てこの規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の処理その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2　前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに関係市町の長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附　則

この規約は、令和7年4月　日から施行する。

議案第52号

町及び字の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、本市の町及び字の区域について次の表の右欄に掲げる土地を左欄に掲げる区域に変更いたしたい。

なお、この町及び字の区域の変更は、国土調査法第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から効力を生ずる。

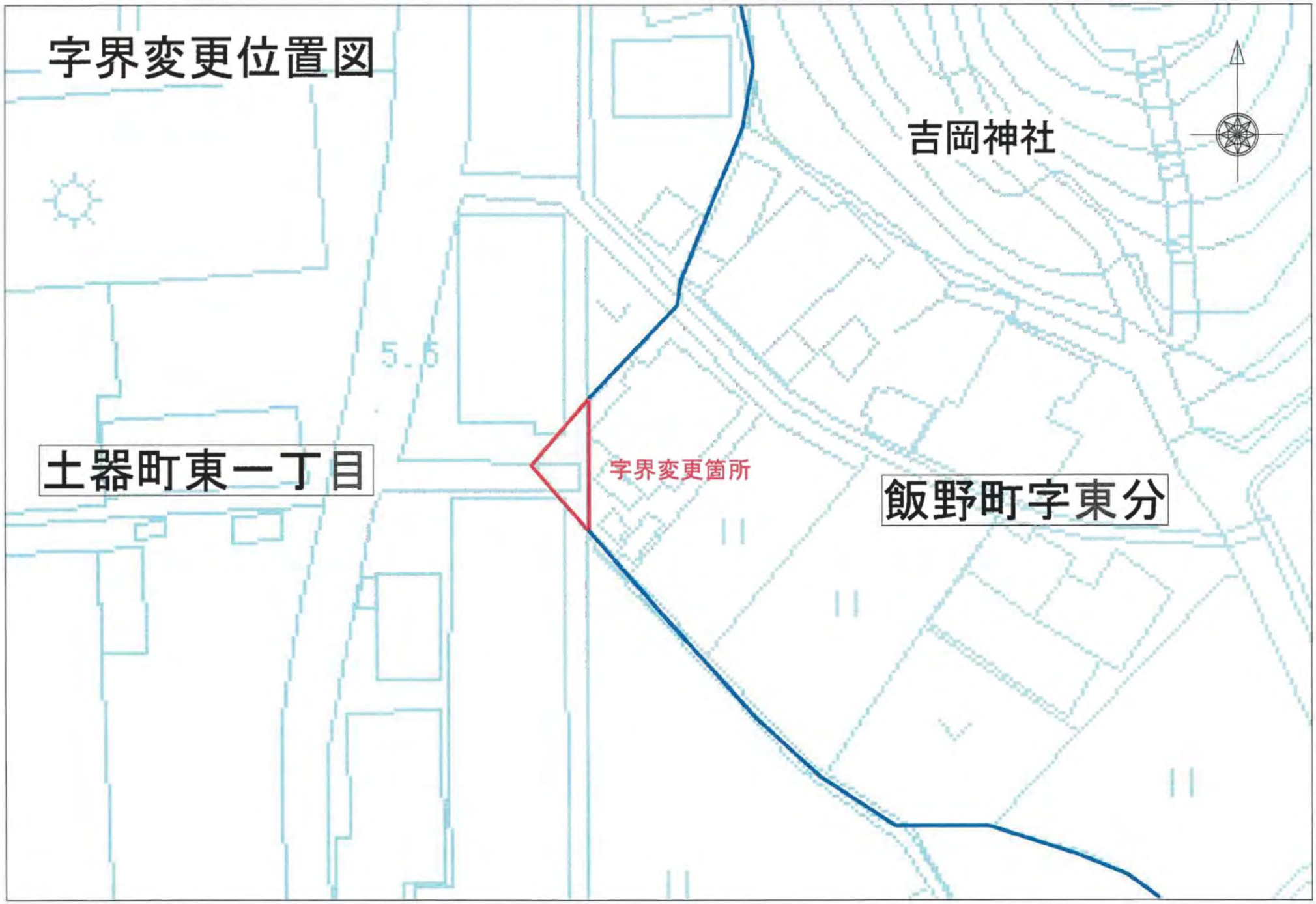
令和7年2月26日提出

丸亀市長　松　永　恭　二

左　　欄	右　　欄	
	位　　置	面　　積（㎡）
丸亀市土器町東一丁目	丸亀市飯野町東分字土器又1024番2	9.99
丸亀市土器町東一丁目	丸亀市飯野町東分字土器又1025番4	12

「上記地番は令和7年1月16日現在の登記簿による。」

参照　図面別紙のとおり


字界変更位置図
吉岡神社
土器町東一丁目
字界変更箇所
飯野町字東分

字界変更区域図


飯野町東分字土器又
土器町東一丁目
吉岡神社
飯野町東分字吉岡
238
道
水
1025-4
道
196
水
1024-2
道
水
凡　例
字界変更箇所
(旧)字界
(新)字界